
保 健 福 祉

1. 福 祉 都 市 - 141-
2. 福 祉 政 策 - 141-
3. 障 が い 福 祉 - 144-
4. 福 祉 医 療 - 154-
5. 生 活 保 護 - 156-
6. 介 護 保 険 - 157-
7. 高 齢 福 祉 - 164-
8. 奈良市社会福祉協議会 - 173-
9. 市内社会福祉施設一覧 - 176-

1. 福祉都市

本市は、昭和47年9月15日に福祉都市宣言と福祉憲章の制定を行い、昭和49年度には国から「身体障害者福祉モデル都市」の指定を受け、盲人用信号機の設置、歩道段差の切り下げ、公共施設の出入り口のスロープ化をはじめあらゆる施策を講じて生活環境の整備を行った。さらに、昭和60年4月1日から公共施設や多くの市民が利用する民間の建築物を利用しやすい構造や設備にするため「福祉のまちづくりのための建築物等の環境整備要綱（基準）」を定め「人にやさしい福祉のまちづくり」を実施してきたが、平成8年4月1日から「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」が施行され、より一層福祉のまちづくりを目指している。

2. 福祉政策

(1) 社会福祉審議会

ア 目的 社会福祉法第7条の規定に基づく社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉審議会を設置している。

イ 構成 奈良市社会福祉審議会委員 30名
専門分科会（4分科会）

- ① 民生委員審査専門分科会
- ② 心身障害者福祉専門分科会
- ③ 児童福祉専門分科会
- ④ 高齢者福祉専門分科会

ウ 任期 3年

(2) 社会福祉法人の許認可

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立される法人で、設立するためには所轄庁である奈良市長の認可を必要とする。

設立認可には、主なものとして

- ① 設立認可申請書
- ② 定款
- ③ 設立当初の財産が法人に帰属することを証明する書類
- ④ 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類
- ⑤ 設立年度並びに事業開始年度事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 役員就任予定者の履歴書等
- ⑦ 施設建設関係書類

などが必要である。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法の定めにより市町村に置かれ、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことにより社会福祉の増進に努める。

また、児童福祉法の定めにより、民生委員は児童委員に充てられている。民生委員・児童委員は、奈良市民生委員推薦会が推薦した者について奈良市社会福祉審議会の意見を聴いた上で市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱している。

本市の民生委員・児童委員の定数は、平成22年12月1日に民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、759名から771名に増員された。また、活動の母体となる民生委員・児童委員協議会は現在46地区あり、おおむね自治連合会の区域を単位に組織されている。この民生委員・児童委員協議会は、民生委員・児童委員の職務に関する必要な知識及び技術の修得の場であり、援助を必要とする者に福祉サービスを適切に利用するための必要な情報を提供する等の援助や関係行政機関への連絡など、社会福祉増進のための活動を行う。

(平成25年6月現在)

協議会名	定数	現況		協議会名	定数	現況		協議会名	定数	現況	
		男	女			男	女			男	女
椿井	16	7	9	帯解	11	6	5	青和	17	6	11
飛鳥	32	16	16	精華	7	2	5	平城西	9	2	7
鼓阪	29	11	18	平城	29	6	23	東登美ヶ丘	15	6	9
佐保台	7	5	2	伏見	25	6	19	田原	9	5	4
済美	25	14	11	伏見南	14	4	10	柳生	10	7	3
済美南	12	2	10	西大寺北	16	7	9	大柳生	10	6	4
佐保	29	12	16	あやめ池	14	5	8	東里	7	4	3
大宮	25	8	17	鶴舞	18	1	15	狭川	6	4	2
佐保川	17	6	10	学園南	7	4	3	神功	11	3	7
都跡	26	13	13	学園三碓	19	4	13	右京	14	3	11
六条	28	15	13	登美ヶ丘	25	8	16	朱雀	12	4	7
大安寺	15	9	6	富雄	20	7	12	左京	11	4	4
大安寺西	17	5	11	富雄南	24	11	13	月ヶ瀬	8	2	6
東市	25	7	17	富雄第三	16	5	10	都祁	16	5	11
明治	17	8	8	鳥見	15	4	11				
辰市	23	18	5	二名	13	3	10	計	771	300	453

(4) 救急医療情報キット

平成20年度から、奈良市は民生児童委員協議会連合会の協力を得て、「災害時要援護者名簿」を作成している。

この名簿は災害時に自力避難が難しい、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などの「災害時要援護者」と、地域の支援組織とをつなぐ役割が期待されている。

また、平成24年度から要援護者の安全・安心を確保するため、「救急医療情報キット」の配布を民生児童委員協議会連合会の協力を得て、災害時要援護者名簿登載者宅に配布した。

これは、かかりつけ医や持病などの医療情報や、薬剤情報（写し）、診察券（写し）、健康保険証（写し）などの情報を専用の容器「救急医療情報キット」に入れ、自宅冷蔵庫に保管し、万一の事態に備えるもので要援護者の避難支援への活用が期待できる。

(5) 社会福祉法人等の指導監査

社会福祉法人、施設及び介護・障害福祉サービス事業者等に対し、関係法令、通知等の遵守について、国が示した指導監査要綱、指針等に基づき公平で厳正な指導監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図る。

3. 障がい福祉

(1) 障がい者(児)福祉

① 身体障がい者(児)数

(平成25年4月1日現在)

区分 年齢	肢体不自由 (人)	視覚障害 (人)	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害 (人)	内部障害 (人)	計 (人)
18歳未満	136	7	69	73	285
18歳以上	7,506	875	1,276	3,828	13,485
計	7,642	882	1,345	3,901	13,770

② 知的障がい者(児)数

(平成25年4月1日現在)

程度 年齢	重度(人)	中軽度(人)	計(人)
18歳未満	254	487	741
18歳以上	799	740	1,539
計	1,053	1,227	2,280

③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数推移

(各年度6月30日現在)

年度	1級(人)	2級(人)	3級(人)	計(人)
平成20年度	211	813	151	1,175
21	228	943	153	1,324
22	264	1,085	182	1,531
23	284	1,216	220	1,720
24	273	1,328	284	1,885

④ 市内バス無料優遇制度

身体・知的・精神障がい者(児)に対する自立更生への助長と福祉の増進を図るため、市内バスの無料優遇措置を講じている。

⑤ 福祉タクシー利用助成

事業の内容 重度心身障がい者(児)の生活の行動範囲拡大のため、1年間48回を限度として、福祉タクシーの料金400円を助成する。

対象者 下肢、体幹、視覚、内部障がいの各1・2級及び療育A1・A2

⑥ 訪問理美容サービス

事業の内容 年6回を限度に、理容師または美容師が対象者宅を訪問して、頭髪の散髪・顔そり(理容師のみ)を実施する。(利用者負担額 2,000円/回)

対象者 著しく重度の障がい(身障1・2級の一部)のため、居宅において寝たきり等の状態にある者

⑦ 外国人重度障がい者特別給付

昭和57年1月1日現在、日本国内に居住地登録をし、同日前に重度心身障がい者(身体障害者手帳1～3級または療育手帳A1・A2)であり、20歳に達していた者に月額20,000円を支給する。

⑧ 補装具の交付・修理状況

(平成24年度)

補装具名		交 付			修 理		
		件数	金 額 (円)		件数	金 額 (円)	
			公 費	自 費		公 費	自 費
義 肢	義 手	2	153,315	0	3	112,536	12,506
	義 足	14	6,006,236	286,598	16	3,044,497	66,428
装 具	下 肢	78	6,972,441	391,789	42	669,882	16,690
	靴 型	19	2,040,570	67,261	13	218,173	2,658
	体 幹	1	30,745	0	1	2,266	0
	上 肢	2	24,034	1,973	0	0	0
座 位 保 持 装 置		24	10,009,456	333,789	26	1,634,743	28,287
盲 人 安 全 杖		33	157,490	9,012	0	0	0
義 眼		12	815,760	49,440	0	0	0
眼 鏡	矯 正 め が ね	7	151,250	7,140	3	21,945	0
	遮 光 め が ね	29	856,380	57,962	2	11,180	0
	コ ン タ ク ト レ ン ズ	0	0	0	0	0	0
	弱 視 め が ね	7	88,957	3,337	0	0	0
補 聴 器	高 度 難 聴 用 ポ ケ ッ ト 型	7	284,402	17,800	7	129,173	2,163
	高 度 難 聴 用 耳 か け 型	91	4,981,726	239,756	40	786,214	47,856
	重 度 難 聴 用 ポ ケ ッ ト 型	6	380,439	20,025	6	151,580	4,522
	重 度 難 聴 用 耳 か け 型	55	5,211,883	291,973	52	991,778	55,534
	耳 あ な 型 (レ ディ メ イ ト)	0	0	0	0	0	0
	耳 あ な 型 (オ ー ダ ー メ イ ト)	7	1,312,323	98,777	9	396,537	10,003
	骨 導 型	0	0	0	0	0	0
車 い す	普 通 型	51	10,105,835	441,631	105	4,070,316	132,450
	そ の 他	27	7,345,321	215,669	44	1,062,823	51,133
電 動 車 い す		12	7,392,675	111,600	53	3,151,377	16,121
座 位 保 持 い す		6	485,572	53,957	0	0	0
起 立 保 持 具		1	180,000	20,000	0	0	0
歩 行 器		8	338,017	51,965	0	0	0
歩 行 補 助 つ え		11	99,518	2,040	0	0	0
意 思 伝 達 装 置		2	1,113,124	37,200	3	139,717	7,375
そ の 他		0	0	0	6	103,685	9,404
計		512	66,537,469	2,810,694	431	16,698,422	463,130

⑨ 日常生活用具給付状況

(平成24年度)

日常生活用具名	件数	金額(円)	
		公費	自費
特殊寝台	15	2,275,200	228,000
特殊マット	5	96,040	210,560
特殊尿器	0	0	0
入浴担架	3	213,800	14,840
体位変換器	0	0	0
移動用リフト	2	318,000	342,400
訓練いす(児のみ)	0	0	0
訓練用ベッド(児のみ)	0	0	0
入浴補助用具	17	1,008,626	42,584
便器	2	19,700	88,150
歩行補助つえ	29	82,180	30,588
頭部保護帽	5	54,720	25,096
温水洗浄便座	10	1,121,664	61,582
火災警報器	1	13,950	1,550
自動消火器	1	21,000	0
電磁調理器	8	253,000	0
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0	0
聴覚障害者用屋内信号装置	3	220,960	14,765
移動・移乗支援用具	14	767,856	387,135
透析液加温器	9	422,300	115,200
ネブライザー	20	588,103	43,052
電気式たん吸引器	45	2,259,911	238,561
酸素ボンベ運搬車	0	0	0
盲人用体温計(音声式)	6	50,400	3,600
盲人用体重計	4	60,675	3,075
携帯用会話補助装置	5	380,720	18,680
情報・通信支援用具	6	568,200	53,400
点字ディスプレイ	0	0	0
点字器	0	0	0
点字タイプライター	0	0	0
視覚障害者用ポータブルレコーダー	13	937,910	20,990
視覚障害者用活字等読上げ装置	2	137,800	0
視覚障害者用拡大読書器	15	2,727,600	116,400
盲人用時計	8	89,760	11,240
聴覚障害者用通信装置	11	298,340	17,970
聴覚障害者用情報受信装置	1	80,010	8,890
人工喉頭	9	595,850	63,262
点字図書	21	781,075	71,425
ストーマ装具	5,702	49,386,510	2,995,990
紙おむつ等	1,040	11,764,800	715,200
収尿器	2	15,400	0
居宅生活動作補助用具	9	1,538,135	409,732
計	7,043	79,150,195	6,353,917

(2) 障害福祉サービス等

① 介護給付…介護の支援を受ける際に支給されるもの

サービス	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、食事、掃除、買い物などの介護を受けることができる
重度訪問介護	肢体不自由で歩くことや排泄を自分ですることが困難な方が、自宅でホームヘルパーの介護を受けることができる
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を受けることができる
行動援護	常に介護が必要な方が、外出中の介護などをホームヘルパーから受けることができる
重度障害者等包括支援	四肢すべてに麻痺がある方や寝たきりの方が、居宅介護や生活介護などの複数のサービスを包括的に受けることができる
生活介護	常に介護が必要な方が、日中活動として施設や事業所で食事、排せつ、入浴などの介護を受けることができる
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要する障がい者の方が、主として昼間において、病院その他の施設で行われる機能訓練その他必要な医療及び療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を受けることができる
短期入所 (ショートステイ)	家族の病気などにより介助が受けられないときに、施設に短期間入所して、入浴、食事などの介助を受けることができる
共同生活介護 (ケアホーム)	食事や入浴などの介護が必要な方が、世話人や生活支援員に食事、入浴、排せつなどの介護を受けたり、日常生活の支援を受けながら、共同生活をする
施設入所支援	夜間における入浴、食事、排せつなどの介護を受けたり、生活相談などのサービスを受けることができる

② 訓練等給付…明確な達成目標のもと実施される生活訓練や就労に向けた訓練を受ける際に支給されるもの

サービス	内 容
自立訓練（機能訓練）	身体機能に障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練等を受けることができる
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者・精神障がい者の方が、食事や家事などの日常生活を送るために必要な能力を向上させるための支援を受けることができる
就労移行支援	一般企業等への就職を希望される方が、事業所や企業で作業をしたり実習を受けたり、自分の適性に合った職場探しのための支援を受けることができる
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な方が事業所において一般企業と同じように、雇用契約を結んで働くことができる
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な方で、就労経験はあるが事情により継続した雇用になっていない場合や、就労移行支援を受けていたが就労に至ることができなかった場合などに、事業所にて生産活動や就労に必要な知識及び能力のための訓練等を受けることができる
共同生活援助 (グループホーム)	世話人から、調理や洗濯などの家事の手伝いといったサービスを受けながら、共同生活をする

③ 計画相談支援給付

介護給付や訓練等給付など障害福祉サービスを受ける際にサービス等利用計画を作成または見直しするとき等に給付を受けることができる。

④ 自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための公費負担医療制度で、更生医療、育成医療、精神通院医療があり、利用者は医療費の自己負担分について助成を受けることができる。

⑤ 補装具

身体障がい者の職業その他日常生活の能率向上を図る、また身体障がい児については、将来、社会人として独立するための素地を育成、助長することを目的として、身体機能を補完または代替する補装具の給付を受けることができる。

(3) 地域生活支援事業

① 【市町村必須事業】

サービス	内 容
相 談 支 援	障がい者（児）またはその関係者に対し、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利援護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援を提供する
成年後見制度利用支援	障害福祉サービスの利用の観点から有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する
意 思 疎 通 支 援	聴覚障がい者及びその者とのコミュニケーションを必要とする者のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者等を派遣する
地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供や地域社会の交流の機会などを提供する
移 動 支 援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を受けることができる
日常生活用具給付	障がい者（児）が、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を受けることができる

② 【市町村任意事業】

サービス	内 容
訪問入浴サービス	身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的に、訪問により居宅において入浴サービスの提供をうけることができる
日 中 一 時 支 援	障がい者の日中における活動の場を確保し、一時的な見守りなどの支援を受けることができる
福 祉 ホ ー ム	住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用することができる
更生訓練費給付	自立訓練事業若しくは就労移行支援事業を利用している者または施設等での更生訓練を受けている者で、生活保護受給者に対して更生訓練費を給付する

(4) 障害者支援施設等利用状況

① 障害者支援施設

(平成25年4月1日現在)

施設名	所在地	人員
あけみどり	吉野郡吉野町香東 898-43	2
あさぎりの里	兵庫県神戸市西区神出町南 619	1
アリス・エリザベスホーム	兵庫県神戸市北区山田町小部字東山 53-14	1
ききょうの杜	京都府福知山市桔梗が丘 6-31	1
きづな苑	大和郡山市山田町 337-1	19
こだまの里	吉野郡十津川村池穴 160	2
こひつじの苑	京都府南丹市園部町横田前 11	1
つわぶき苑	五條市住川町 1163-2	5
フリーシュタッドなかがわⅠ番館	奈良市奈良阪町 167	21
フリーシュタッドなかがわⅡ番館	奈良市奈良阪町 167	12
いずみ園	奈良市奈良阪町 249	39
フレンズまきば	北葛城郡上牧町上牧 900-1	5
雅乃郷	高市郡高取町市尾 1075	1
やすらぎの丘	高市郡高取町大字観覚寺 1382	3
ゆらくの里	香芝市尼寺 616	10
吉野学園	吉野郡大淀町下湊 1642-20	1
奈良県総合リハビリテーションセンター	磯城郡田原本町大字多 722	12
ルーベンハイム志摩	三重県志摩市阿児町鶴方奥ノ野 477-24	1
岸和田光が丘学園	大阪府岸和田市三ヶ山町 379	1
五條学園	五條市島野町 709-1	4
四天王寺悲田富田林苑	大阪府富田林市向陽台 1-3-20	1
青垣園	大和高田市藤森 94-1	8
大阪府立金剛コロニー かのき寮	大阪府富田林市大字甘南備 216	2
大阪府立金剛コロニー もみのき寮	大阪府富田林市大字甘南備 216	1
大淀園	吉野郡大淀町西下湊 1623-2	5
大和高原太陽の家	山辺郡山添村切幡 1432-118	4
姫路学園	兵庫県姫路市飾東町大釜 461-3	1
万葉荘園	生駒郡三郷町城山台 2-15-1	10
伊東重度障害者センター	静岡県伊東市鎌田 222	1
明日香園	高市郡明日香村川原 263-1	9
菅原園	奈良市大倭町 5-27	27
仁優園	五條市滝町 6-1	7
健祥苑	徳島県徳島市応神町古川字北 25-1	1
あゆみが丘学園	京都府京丹後市大宮町延利 200	1
そよかぜ	天理市稲葉町 410	9
ピープルライティングスクール泉北	大阪府泉北郡忠岡町高月北一丁目 12-2	1

ボイス	奈良市鹿野園町 1584-2	25
葛城苑	葛城市寺口 1689-1	1
心境荘苑	宇陀市榛原区笠間 2540	16
成美寮	奈良市柳生下町 446-3	13
あおはにの家	奈良市袖ノ川町 50-1	20
萌あおはに	奈良市袖ノ川町 50-1	25
杜のイルカ	橿原市東竹田町 371	5
聖母の家	四日市市波木町 330-1	1
日田はぎの園	大分県日田市大字友田 2881-2	1
茨木療護園	大阪府茨木市大字安元 27 番地	1

② 障害福祉サービス提供事業所（日中活動のみ）

施設名	所在地	人員
わかくさ園	奈良市奈良阪町 2532-3	48
もえぎ	奈良市奈良阪町 2605-21	16
三蔵庵	奈良市西ノ京町 155-1	31
たんぼぼの家	奈良市六条西三丁目 25-4	22
コミュニティーワークコッから	奈良市古市町 529-4	40
オープンスペース「AYUMI」	奈良市秋篠町 1381-1	51
まーぶる	奈良市中山町 1542-1	21
作遊所かかしの家	奈良市六条二丁目 13-16	17
テクノパークふろぼの高原	奈良市右京 1 丁目 2	23
テクノパークふろぼのアルファ	奈良市大宮町 3-5-39-301	17
日笠ワークス	奈良市日笠町 396-2	8
働く広場・高円	奈良市古市町 1886-26	40
我楽	香芝市尼寺 616	2
デリカテッセン・イーハトーヴ	奈良市帝塚山南 4 丁目 11-14	21
ほっとはーと	奈良市北永井町 372-106	20
テクノパークふろぼの	生駒市元町 2-1-19	5
いっぼの家	大和郡山市杉町 134-5	1
プレゼントなかがわ	奈良市奈良阪町 167	8
寧楽ゆいの会	奈良市大宮町 3-5-35 アクティブ宝泉ビル4階	41
たむたむ荘	奈良市学園朝日町 2-6 ハイマート学園前 203	40
リベルテ	奈良市西大寺赤田町 1-5-53	56
SAORI hands	大阪府大阪市北区中津一丁目 2-21	2
なごみ苑	大阪府豊能郡能勢町今西 204-1	1
松原ワークセンター・リサイクル2	大阪府松原市天美北四丁目 2-3	1
ハイワークひびき	大阪府東大阪市高井田中 1-8-11	1
ウェルフェアまほろば	兵庫県三木市別所町小林字仕負谷 118-111	1
いほり	奈良市古市町 1327-4	1

花咲き苑	奈良市北永井町 543-1	17
生活介護事業 ウィズ・ユウ	奈良市奈良阪町 2352-3	10
ワークスペースこすもす	大和郡山市北郡山町 87-3	4
メイクルタウンのいえ(大柳生作業所)	奈良市大柳生町 2707-12	3
ていーだ	天理市檜垣町 743-1	3
障害者支援センター ふきのとう	天理市柳本町 2036-1	2
大樹	天理市小田中町 223	18
みのり	天理市合場町 267	1
サポートじねん	長崎県南島原市深江町戊 3878-4	1
京都ライトハウス鳥居寮	京都府京都市北区紫野花ノ坊町 50	1
みのり工房	三重県四日市市西日野町 5028-1	1
ドリームネット	大阪府大阪市平野区长吉長原二丁目 14-4	1
日本ライトハウスきらきら	大阪府大阪市鶴見区今津中二丁目 4-37	1
彩食キッチンBon	大和郡山市小泉町 75-2	4
畑楽	桜井市粟殿 15-11	1
らそら	生駒郡斑鳩町神南 5-14-13	6
夢工房どうで	山辺郡山添村大西 232	6
水間ワークス	奈良市水間町 3020-3	1
ここに	奈良市古市町 2159-4	11
サポートセンター夢	奈良市六条西四丁目 6-3	48
さわやぎ	奈良市菅原町 48	27
奈良県総合リハビリテーションセンター	磯城郡田原本町多 722	10
ムク	大阪府大阪市天王寺区上汐四丁目 5-11 吉祥苑マンション 101	1
大阪府障害者自立センター	大阪府大阪市住吉区大領三丁目 2-36	1
COCO	奈良市富雄元町 1-22-12-501	4
きららの木 いろ葉	奈良市六条二丁目 6-1	3
わかくさもえぎ	奈良市六条一丁目 1-1	7
空と海	奈良市三条大路一丁目 9-11	16
サンケア・デイセンター	奈良市学園大和町 1-304	3
野の花舎	奈良市餅飯殿町 40	14
東大寺福祉療育病院 華の明	奈良市雑司町 406-1	3
ならのは福祉作業所	奈良市神功 4-25-9	9
東大寺光明園	奈良市雑司町 406-1	4
独立行政法人奈良医療センター	奈良市七条 2-789	18
バルツァ・ゴードル	奈良市鹿野園町 1000-1	13
やまと精神医療センター	奈良県大和郡山市小泉町 2815	6
特定非営利活動法人やすらぎ	奈良県磯城郡田原本町 520-6	1
太陽の家京都工場	京都市南区上鳥羽塔野森 37-2	1

ポラーノ広場	奈良市三碓町 2146-2	8
生活介護みどりの家	奈良市左京五丁目 3-1	45
生活介護やすらぎ広場	奈良市左京五丁目 3-1	9
いっぽの家	奈良県大和郡山市杉町 134-5	1
みんなの広場らんまん	奈良県大和郡山市千日町 25-4	2
ほどらいこ	奈良県磯城郡三宅町上但馬 172-10	1
旭	奈良県五條市住川町 1175	2
どうで布目の里	大阪市生野区林寺二丁目 26-19	1
サテライト・オフィス平野	大阪市平野区喜連西四丁目 7-19	1
相楽作業所	京都府相楽郡精華台五丁目 1-4	1
I P Factory ふろぼの	奈良市大宮 3-5-39 第3 やまと建設ビル 202	1
プレストおおやま	大阪府和泉市府中町 8-3-20	1
S Cファームふろぼの	奈良市大宮町 3-5-39-201	11
喜蔵庵	奈良市中町 501-4	7
ぴあどりーむ	大阪府大阪市住之江区北加賀屋5丁目 1-3-2101	1
サービスセンターはあと	奈良県大和郡山市筒井町 524-3	3
ワークワーク	大阪府東大阪市菱江 2-4-10	2
ジョイアスクールつなぎ	奈良市南京終町 7-540-52	3
ふたがみ トポス	葛城市染野 520	1
元氣の里 青空	奈良市高畑町 636-1	7
office K	奈良市芝辻町 2-11-16-102・103	2

③ 地域活動支援センター

施設名	類型	所在地
歩つと	I型	三条町 512-3-202
フリーダム 21	基礎型	般若寺町 285-2

(5) 点字広報・声の広報等発行

事業の内容 しみんだより、市議会だより、すいどうだよりの点字版及び録音版を発行し、対象者に送付する。

対象者 視覚障がい者の希望者
点字版 50人 録音版 80人

(6) 総合福祉センター

障がい者理解のための各種啓発事業や障がいのある人の社会参加促進のための相談、訓練のほか、スポーツ、レクリエーションなどをはじめとする一貫したリハビリテーション機能を有する総合施設であり、障がい者団体やボランティアの拠点でもある。管理運営は、指定管理者である社会福祉法人奈良市社会福祉協議会が行う。

① 障がい者福祉センター「みどりの家」

ア 施設概要

所在地 左京五丁目3番地の1
開設年月日 昭和59年9月1日
敷地面積 20,000㎡

建築面積	1,849.70㎡
建築延面積	5,500.06㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階建
建設事業費	用地費 829,800千円 建設費 1,375,398千円
施設の内容	
1階	みどり園、みどりの家はり・きゅう治療所、図書室、ラウンジ、事務室他
2階	機能訓練室、料理教室、作業訓練室、日常動作訓練室、更衣室、みどりの家歯科診療所、音楽・視聴覚室、ボランティア室、やすらぎ広場他
3階	集会室、大会議室、会議室、浴室、和室、談話室他
地下1階	機械室、電気室他

イ 開館時間

午前9時～午後9時（水曜日は、午前9時～午後5時）

ウ 休館日

月曜日、国民の祝日の翌日（日・火曜日を除く）、12月29日から1月3日まで

エ 利用状況

月別	平成 24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成 25年 1月	2月	3月	計
人数	7,357	6,911	6,761	7,105	8,648	6,923	7,299	8,679	6,801	7,205	7,702	7,648	89,039

○ みどりの家はり・きゅう治療所

ア 中国はり・きゅう医療導入について

西洋医学を修得した医師を、鍼灸を中心とした中国医療研修員として中国に派遣し、西洋医学と中国医学を結合させた治療で本市の心身障がい者及び難病者の障害の除去、軽減を図り、自立更生への助長を図る。

イ 診 療

診療時間	毎日午前9時～午後5時（日曜、祝日、月曜日を除く）
診療対象者	市内の重度心身障がい者及び難病者
診療申込	予約制とし、治療所へ申し込み

ウ 利用状況

月別治療利用者数（はり・きゅう）

月別	平成 24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成 25年 1月	2月	3月	計
実人数	91	96	98	97	95	99	100	96	90	90	94	90	1,136
延治療 人数	321	320	372	356	298	352	396	316	320	318	316	314	3,999

② 障がい児歯科検診及び治療

障がい児の歯科検診と治療を実施している。

ア 検診

年2回 みどりの家で集団検診

イ 治療

検診の結果、治療の必要度の高い者から順次治療、治療方法は原則として抑制治療である。

場 所 みどりの家歯科診療所

診療日 第1週を除く毎週木曜日 午前9時～正午

ウ 治療・検診状況

月別	平成 24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成 25年 1月	2月	3月	計
人 数	15	10	10	9	69	13	15	17	10	16	65	9	258

③ 「奈良市総合福祉センター」体育館

障がい者の機能回復と健康増進並びに相互の交流を図り、福祉等の情報を提供することを目的とする。

ア 施設概要

開設年月日 昭和61年10月1日

面 積 1階 1,551㎡

構 造 鉄筋コンクリート造

施設の内容 体育室、多目的室、ミーティングルーム、情報展示室、事務室、更衣室等

イ 開館時間

午前9時～午後9時（水曜日は、午前9時～午後5時）

ウ 休館日

月曜日、国民の祝日の翌日（日・火曜日を除く）、12月29日から1月3日まで

エ 利用料

障がい者、社会福祉事業及び社会福祉活動の関係者の利用は無料 その他の方は有料

4. 福 祉 医 療

(1) 心身障害者医療費助成

助成開始 昭和47年4月

対 象 者 健康保険に加入されている身体障害者手帳1級または2級に該当する人及び療育手帳の交付を受けた人

助成内容 健康保険の自己負担金（入院時の食事代は除く）相当額

助成実績

年度 \ 区分	対 象 者 数 (人)	金 額 (円)
平成20年度	3,735	435,954,273
21	3,990	452,757,796
22	4,030	475,253,737
23	4,024	509,080,037
24	4,142	516,882,842

(2) 重度心身障害者老人等医療費助成

助成開始 昭和58年6月
対 象 者 後期高齢者医療制度の医療資格があり身体障害者手帳1級または2級に該当する人及び療育手帳の交付を受けた人並びに母子家庭の母等
助成内容 後期高齢者医療制度による自己負担金（入院時の食事代は除く）相当額

助成実績

年度 \ 区分	対 象 者 数 (人)	金 額 (円)
平成20年度	2,949	312,157,095
21	2,948	290,695,834
22	3,060	287,941,830
23	3,019	297,206,318
24	3,008	298,541,028

(3) 長寿医療(後期高齢者医療)制度

長寿(後期高齢者)医療制度は平成20年4月1日より施行された医療保険の制度で、奈良県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、被保険者の保険料と他の保険者からの支援金及び公費(国、県、市町村)で運営している。

被 保 険 者 75歳以上の人及び65歳以上75歳未満で一定の障害があり広域連合の認定を受けた人

被 保 険 者 証 1人に1枚、後期高齢者医療被保険者証が交付される

保 険 料 被保険者個人単位で算出し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額
算定基準は2年ごとに見直す

(平成24年度・25年度基準)

均等割額 44,200円

所得割額 (総所得金額－基礎控除33万円)×所得割率 8.1%

窓口負担割合 医療費の1割(現役並み所得者は3割)

給 付 内 容 医療費から一部負担金等を控除した額

給 付 実 績

年度 \ 区分	対 象 者 数 (人)	金 額 (円)
平成20年度	36,993	25,845,868,465
21	38,506	30,237,361,630
22	40,128	32,234,294,156
23	41,534	33,964,694,018
24	43,306	35,116,843,539

5. 生活保護

(1) 生活保護の動向（各4月1日現在）

年	区分	管内人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)
平成21年		368,592	4,156	6,419	17.41
22年		368,097	4,567	7,062	19.18
23年		367,717	4,972	7,646	20.79
24年		366,429	5,223	7,972	21.76
25年		364,836	5,344	8,018	21.98

※ %（千分率。1‰=0.1%）

(2) 生活保護開廃状況

年度	区分	相談	申請	開始		却下	廃止	
				世帯数	人員		世帯数	人員
平成20年度		1,259	598	502	805	16	352	480
21年度		1,423	865	754	1,207	17	339	482
22年度		1,397	867	765	1,203	44	368	512
23年度		1,185	777	677	1,034	92	446	578
24年度		1,138	640	580	871	35	502	715

(3) 年次別生活保護費支給状況

（単位：千円）

年度	区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設扶助	計
平成20年度		3,385,584	1,484,884	55,618	117,937	4,496,708	0	54,359	19,744	115,942	9,730,776
21年度		3,673,496	1,643,915	81,670	128,849	4,819,771	157	63,879	21,060	131,967	10,564,764
22年度		4,145,647	1,834,601	93,478	146,158	4,784,966	1,096	59,363	18,833	122,749	11,206,891
23年度		4,332,224	1,987,007	93,910	166,151	5,407,525	539	64,255	21,809	116,380	12,189,800
24年度		4,410,977	2,055,284	91,552	161,129	5,471,098	446	62,544	23,063	109,592	12,385,685

6. 介護保険

(1) 第1号被保険者数

平成25年5月31日現在 93,585人（住所地特例者を含む。）

(2) 介護保険特別会計予算額

平成25年度 25,142,000千円

(3) 保険料率（平成25年度分）

所得段階 区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階 の1	第4段階 の2	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
基準割合	基準額 ×0.45	基準額 ×0.45	基準額 ×0.7	基準額 ×0.9	基準額	基準額 ×1.15	基準額 ×1.25	基準額 ×1.5	基準額 ×1.75	基準額 ×2.0
年 保 険 料 (円)	25,400	25,400	39,500	50,800	56,500	64,900	70,600	84,700	98,800	112,900

(4) 要介護認定

要介護等認定者数（平成25年5月末現在）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
2,291	2,899	2,779	2,701	2,039	1,852	1,470	16,031

審査判定件数（平成24年度）

非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
195	2,606	3,238	3,095	2,729	2,048	1,731	1,296	16,938

(5) 介護（予防）サービス

① 在宅サービスの種類と内容（要支援1・2、要介護1～5の方が利用できる）

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
ホームヘルパーが家庭を訪問して、入浴、排泄、食事などの身体介護や生活援助などの世話を
する。
- ・訪問看護
医師の指示に基づいて、看護師などが家庭を訪問し、看護の支援をする。
- ・訪問リハビリテーション
理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練（リハビリテーション）を行う。
- ・訪問入浴介護
浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行う。
- ・通所介護（デイサービス）
デイサービスセンターなどにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練等のサービスを日帰りで
受ける。
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
介護老人保健施設などで、心身の機能の維持回復を図るため、理学療法、作業療法その他必
要なリハビリテーションを日帰りで受ける。
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
介護老人福祉施設などの福祉施設に短期入所し、日常生活の介護や機能訓練を受ける。
- ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期入所し、日常生活の介護や機能訓練を受
ける。
- ・居宅療養管理指導
医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行う。

- ・福祉用具の貸与
車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸し出す。
- ・福祉用具の購入費の支給
排泄や入浴に使われる用具の購入費を支給する。
- ・住宅改修費の支給
家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給する。
- ・特定施設入居者生活介護
指定を受けた有料老人ホーム等で介護サービスを受ける。

② 地域密着型サービス

(要支援1・2、要介護1～5の方が利用できる)

- ・認知症対応型通所介護
認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、リハビリテーションなどを受ける。
- ・小規模多機能型居宅介護
「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行う。
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※要支援1は除く
認知症のため介護を必要とする高齢者が5～9人で共同生活を営む住居において介護を受ける。

(要介護1～5の方が利用できる)

- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
小規模な有料老人ホームなどに入所している人が入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練等を受ける。
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
小規模な特別養護老人ホームなどに入所している方が入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練等を受ける。
- ・夜間対応型訪問介護
ホームヘルパーや看護師が定期的な巡回または、随時通報によって家庭を訪問し、身体介護や生活援助などの世話や看護の支援を行う。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
ホームヘルパーや看護師が定期的な巡回又は随時通報によって家庭を訪問し、身体介護や生活援助などの世話や看護の支援を行う。
- ・複合型サービス
小規模多機能型サービスと訪問看護のサービスを組み合わせ、看護と介護を一体的に提供する。

③ 施設サービス (178ページ 9. 市内社会福祉施設一覧 参照) (要介護1～5の方が利用できる)

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受ける。
市内の施設の状況 20施設 定員 1,391人 (平成25年6月1日現在)
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
病状が安定している人が家庭に戻れるように、入所して、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受ける。
市内の施設の状況 9施設 定員 848人 (平成25年6月1日現在)
- ・介護療養型医療施設（療養病床等）
長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入院する。

(6) 居宅介護支援事業者

利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態等にあった適切な在宅または施設のサービスが利用できるよう、市、サービス提供事業者や施設等との連絡調整を行う介護支援専門員が配置されている事業所である。

市内の居宅介護支援事業の状況 116事業者 (平成25年6月1日現在)

(7) 地域支援事業

地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市が実施する事業である。(事業の利用にあたっては、介護予防プランまたはケアプランが必要な事業がある)

① 生活機能評価(介護予防健診)

65歳以上で介護認定のない高齢者を対象に、日常生活で必要となる機能(生活機能)の評価を行い、二次予防事業対象者(要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる者)の候補者を選定・決定する。本人の自己評価による基本チェックリストと医療機関による生活機能チェック・生活機能検査から成り、二次予防事業対象者に決定された場合は介護予防教室への参加勧奨等を行い、要支援・要介護状態への悪化防止を図る。

② 介護予防教室

介護認定を受けていない在宅の65歳以上の人で、生活機能評価を受診し、生活機能の低下があると認められた人を対象に、通所型の介護予防教室を実施することにより、要支援・要介護状態への悪化防止を図る。

③ 介護予防教室送迎サービス事業(月ヶ瀬地区・都祁地区のみ)

月ヶ瀬地区・都祁地区在住で、通所型介護予防教室に参加する二次予防事業対象者を会場まで送迎する(一般の公共交通機関の利用が困難な場合)。

利用日 通所型介護予防教室の実施日

④ 配食サービス事業

在宅で65歳以上の単身世帯などで、心身の障がいや傷病等のために調理が困難な人を対象に、昼食を配達し、バランスのとれた食事により健康増進を図る。また同時に安否の確認を行う。

費用負担: 1食450円

利用日: 月曜日～金曜日(年末年始を除く)

配食サービスセンター一覧

	施設名	法人名	住所	電話番号
西部	サンタ・マリア	(福)カトリック聖ヨゼフ・ホーム	朱雀四丁目3-10	71-7733
	平城園	(福)福寿会	秋篠町1567	45-9588
	ならやま園	(福)福寿会	山陵町1085	41-8088
	長曽根寮	(福)大倭安宿苑	大倭町4-1	44-9346
	たんぼぼの家	(福)わたぼうしの会	六条西三丁目25-4	40-1040
	学園前西	(福)奈良苑	二名三丁目1151-1	45-1243
東部	万葉苑	(福)万葉福祉会	川上町875-1	27-8500
	あじさい園	(福)晃宝会	茗荷町808	81-0878
	和楽園	(福)奈良市和楽園	古市町1886-1	63-5502
	らくじ苑	(福)楽慈会	南京終町3-4	25-3550
	なら清寿苑	(福)大和清寿苑	田中町602-1	50-3551
	かがやきのその	(福)大和まほろば会	奈良阪町2789-1	25-2020
都祁	都祁すずらん苑	(福)大和会	都祁友田町1437	0743-82-2822

※東部・西部はおおむね国道24号線バイパスで分かれている。

※配食数、配達経路の関係で希望施設で受けられない場合がある。

⑤ 生活管理指導員派遣事業

在宅で65歳以上の単身世帯等で、特に身体介護は必要としないが日常生活に援助が必要な人に対し、生活管理指導員を派遣し、調理・洗濯・掃除等の指導・支援を行うことにより、基本的な生活習慣の確立と要支援・要介護状態への進行を予防する。（※介護保険の要介護認定が「自立（非該当）」相当の人が対象）

派遣回数：1週間に2回まで／1回2時間まで

費用負担：30分当たり115円（生活保護法等による被保護世帯は免除）

利用日：月曜日～金曜日（祝日等除く）

⑥ 生活管理指導短期宿泊事業

在宅の65歳以上で、介護保険の要介護認定が「自立（非該当）」相当の人を一時的に養護老人ホームと楽園で養護し、生活習慣の指導や管理を行う。（※伝染性疾患のある人や入院加療が必要な人は利用できない。）

利用日数：1カ月あたり7日以内

利用料：1日380円（生活保護法等による被保護世帯は免除）

食材料費：1食250円

⑦ 在宅要介護者紙おむつ等支給事業

以下のいずれにも該当する人に、紙おむつ・おむつカバーを支給する。

- ① 在宅の人。（※入院、入所中は利用できない。）
- ② 介護保険の要介護認定が「要介護4、5」で、常時失禁状態にある人。
- ③ 本人及び同居者の全員が市民税所得割非課税の人。

※ 支給枚数（1カ月につき、ア～カのいずれか1種類を支給する。）

（ア）フラットタイプ（120枚）

（イ）テープ式パンツタイプ（60枚）

（ウ）リハビリパンツタイプ（30枚）

（エ）尿とりパット レギュラータイプ（240枚）

（オ）尿とりパット ワイドタイプ（120枚）

（カ）尿とりパット レギュラータイプ（180枚）＋ワイドタイプ（30枚）

（キ）おむつカバー（原則としてフラットタイプ利用者のみ、年3枚支給）

⑧ 介護予防普及啓発事業

高齢者自身が介護予防に向けて自主的な取り組みができるように、介護予防に関する基本的な知識・情報の普及啓発を行う。

- 介護予防パンフレットの作成及び配布
- 地域住民に対する介護予防講座の実施など

⑨ 高齢者虐待防止事業

高齢者の尊厳の保持という観点から、高齢者虐待に対する仕組みづくりを行う。

- 相談・情報の把握、虐待の早期発見
- サービスの介入からアフターケアまでの一体的な流れづくり、窓口の一元化
- 虐待ケースマネジメントの実施 など

⑩ ケアマネジャー活動等支援事業

ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員を対象に研修会等を実施し、資質向上のための支援を行う。

⑪ 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、運営協議会を開催する。

⑫ 認知症対策事業

認知症について正しく理解し認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを養成する。

⑬ 認知症相談事業

認知症の人やその家族に対して、認知症及び若年性認知症に関する相談やピアカウンセリング（当事者同士による相談）を行う相談窓口を設け、地域生活を支援する。

日時：毎週月曜日（祝日、年末年始を除く） 10：00～15：00

場所：奈良市役所 正面玄関ロビー 市民なんでも相談窓口内

⑭ 成年後見制度利用支援事業

介護保険サービスの利用にあたって、重度の認知症のために契約行為等を自分で行うことが困難で、成年後見人などによる支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がない場合のための制度である。

利用者本人に配偶者・4親等内の親族がなく、あっても音信不通などの事情がある場合、福祉を図るために特に必要と認められるときは、奈良市長が申立てを行う。

⑮ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅（県営紀寺団地2号棟に28戸・第9号市営住宅に27戸）に居住する高齢者または身体障がい者に対し、近接する老人福祉施設（和楽園）から生活援助員をL S A室に派遣して、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助（※）、緊急時の対応等のサービスを提供する。

（※）一時的な家事援助については、費用負担が必要

費用負担：1時間230円（生活保護法等による被保護世帯は免除）

⑯ 緊急時在宅高齢者支援事業

在宅の65歳以上で、心臓病などの身体上疾患があり、日常生活を営むうえで常時注意が必要なひとり暮らし高齢者等の居宅に緊急通報機器（ペンダント型送信機とセット）を設置し、緊急事態が発生したときに、速やかに当該高齢者の安全を確保するため、受信センターを通じて協力員へ通報および必要に応じて救急車を要請するシステムである。機器を通じて健康相談が利用できる。設置にあたり、近隣の3人の協力員が必要。電話がない場合は設置できない。

【費用負担】

費用：1カ月500円

○ 生活保護法等による被保護世帯は免除

○ 機器の修繕費用は通常必要ないが、利用者の故意または重大な過失による故障の場合、実費相当額が必要

【留意事項】

- ・システムの利用にあたっては、N T T専用回線が必要。（他の回線を利用の際は、機器が誤作動を起こす場合がある。）
- ・昼間独居の方が当システムの利用を希望する場合は、月額1,575円を自己負担することで利用できる。

(8) 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるように、介護保険法に基づき、高齢者の心身状態の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を身近な地域で包括的に行う機関として、地域包括支援センターを設置している。

地域包括支援センターの業務は老人福祉法に定める老人介護支援センターを運営する法人に委託して実施しており、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの3職種が配置され、専門性を生かしたマネジメントが行われている。

設置に当たっては、市内を11の日常生活圏域に分け、圏域ごとに1カ所ずつ担当する地域包括支援センターを定めている。

地域包括支援センターの具体的な業務は、以下のとおり。

① 総合相談支援業務

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う。

- 高齢者の心身の状況、生活の実態、その他必要な実情の把握
- 保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供
- 関連機関との情報連携 など

② 権利擁護業務

高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見、その他高齢者の権利擁護のために必要な援助を行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャーに対する個別の相談窓口を設置し、高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるよう支援を行う。

- ケアプランの作成指導
- 支援困難事例についての支援方針の検討、指導助言など

④ 介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・要支援2と認定された人に対し、介護予防支援業務（介護予防ケアマネジメント）を実施し、心身状況の悪化の予防を図る。

また、要支援・要介護になるおそれのある人（二次予防事業対象者）に対して、定期的なアセスメントを行い、介護予防事業のサービスなどを提供する。

地域包括支援センター一覧

日常生活圏域名	名称	住所	電話番号	FAX番号
若草	奈良市若草地域包括支援センター	船橋町1-1	25-2345	25-2346
三笠	奈良市三笠地域包括支援センター	二条大路南一丁目3-1 イトーヨーカドー5階	33-6622	30-6380
春日・飛鳥	奈良市春日・飛鳥地域包括支援センター	西木辻町110-4	20-2516	20-2517
都南	奈良市都南地域包括支援センター	古市町1327-6 フォレストヒルズ奈良	50-2288	61-2299
平城	奈良市平城地域包括支援センター	右京一丁目3-4 サンプラザすずらん館2階	70-6777	70-6778
京西・都跡	奈良市京西・都跡地域包括支援センター	六条二丁目2-10	52-3010	48-7234
伏見	奈良市伏見地域包括支援センター	西大寺南町1-17 西田ビル2階	45-1671	45-1675
二名	奈良市二名地域包括支援センター	二名一丁目2392-2	43-1280	43-1281
登美ヶ丘	奈良市登美ヶ丘地域包括支援センター	中登美ヶ丘一丁目1994-3 D20-104	51-0012	51-0013
富雄	奈良市富雄地域包括支援センター	大倭町2-22	52-2051	46-2012
東部	奈良市東部地域包括支援センター	茗荷町774-1	81-5720	81-5721

日常生活圏域小学校区名一覧

日常生活圏域名	担当する地域活動単位での小学校区
若草	鼓阪北、鼓阪、佐保
三笠	大宮、佐保川、椿井、大安寺西
春日・飛鳥	済美、済美南、大安寺、飛鳥
都南	辰市、明治、東市、帯解、精華
平城	神功、右京、朱雀、左京、佐保台、平城西、平城
京西・都跡	伏見南、六条、都跡
伏見	あやめ池、西大寺北、伏見
二名	鶴舞、青和、二名、富雄北
登美ヶ丘	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
富雄	鳥見、富雄第三、三碓、富雄南
東部	田原、柳生、興東、並松、都祁、吐山、六郷、月ヶ瀬

7. 高齢福祉

I. 高齢者人口及び高齢化率

(1) 高齢者人口

(平成25年4月1日)

年 齢 別	男 (人)	女 (人)	計 (人)	累 計 (人)
60歳以上	54,400	68,893	123,293	
65歳以上	40,264	52,870	93,134	
70歳以上	27,999	38,786	66,785	
60歳 ～ 64歳	14,136	16,023	30,159	123,293
65歳 ～ 69歳	12,265	14,084	26,349	93,134
70歳 ～ 74歳	10,626	12,396	23,022	66,785
75歳 ～ 79歳	8,435	9,994	18,429	43,763
80歳 ～ 84歳	5,374	7,896	13,270	25,334
85歳 ～ 89歳	2,625	5,135	7,760	12,064
90歳 ～ 94歳	764	2,437	3,201	4,304
95歳 ～ 99歳	149	781	930	1,103
100歳以上	26	147	173	173

(2) 高齢化率

(各年4月1日現在)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
人 口	367,689人	373,575人	368,097人	364,836人
65 歳 以 上	55,641人	70,180人	85,127人	93,134人
割 合	15.13%	18.79%	23.13%	25.53%
65歳 ～ 74歳	33,729人	40,021人	46,778人	49,371人
割 合	9.17%	10.71%	12.71%	13.53%
75 歳 以 上	21,912人	30,159人	38,349人	43,763人
割 合	5.96%	8.07%	10.42%	12.00%

II. 生きがい・ふれあい

(1) 老春手帳の交付

長年の間、社会のために尽くしてこられた70歳以上の高齢者に対し、老春手帳を交付し、生きがいを持って少しでも豊かな老後を過ごしていただくよう各種の優遇措置を行っている。

○優遇措置

- ・市内奈良交通バス優待乗車

奈良交通路線バスの市内停留所間を、1乗車100円で利用できる優待乗車証を交付（市内停留所で乗車または降車した場合、市外にまたがっても1乗車100円で利用可能）

- ・市内公衆浴場入浴料補助

市内の公衆浴場に1回100円で入浴できる入浴券を交付（1人1月15枚まで。）

- ・市内文化財無料・割引観覧

- ・市内の博物館、美術館その他の文化施設の無料・割引入場

○対象者 66,785 人（平成25年4月1日現在）

(2) 長寿祝い

高齢者が生きがいを感じ、希望を持って健康で明るい生活を送っていただくため、満100歳の誕生日にお祝い品を贈り、長寿をお祝いする。

対象者（平成25年度見込） 85人

(3) 一人暮らし老人慰問

満70歳以上の在宅一人暮らし高齢者を激励訪問し、慰問品を贈る。

対象者（平成25年度見込） 9,500人

(4) 万年青年クラブ（60歳以上の方で組織）

発 足 昭和38年12月1日

ク ラ ブ 数 318クラブ（平成25年4月1日現在）

人 数 17,036人

主な活動目的 教養の向上、健康の増進、スポーツ振興、地域社会との交流、その他

(5) 万年青年農園事業

高齢者が土に親しみ、自然を愛し、作物の成長を楽しみながら、働く喜びをかみしめ、健康の増進を図り、併せて話し合いの場をつくることなどにより生きがいを高めていただくため、市内の遊休田を万年青年農園として万年青年クラブ会員に貸与している。

設置個所数 6カ所（平成25年4月1日現在）

(6) 外国人高齢者特別給付金

国民年金の給付が受けられない外国人または外国人であった在宅の高齢者（大正15年4月1日以前の生まれで、昭和57年1月1日現在国内に居住地登録をしていた人に限る。）に支給する。

(7) 老人福祉センター

市内在住の60歳以上の高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのために老人福祉法第15条第5項に基づき設置した。運営については、奈良市社会福祉協議会を指定管理者に指定している。

主な活動としては、最も盛んな囲碁、将棋をはじめとして、謡曲、詩吟、書道、茶道、盆栽、民謡、俳句、民舞、カラオケの同好の会がつくられている。

① 東福祉センター

所在地 法蓮町1702番地の1

開設年月日 昭和43年12月15日（平成5年～6年増改築工事）

敷地面積 3,150.11㎡

建築面積 1,156.57㎡

建物面積 2,308.70㎡

構造 鉄筋コンクリート造 2階建 地下1階（ボイラー室）

事業費 92,794千円

建設費 60,794千円 用地費 32,000千円

増改築工事費 814,906千円

使用料 無料 談話ホール、子育てコーナー、健康生活相談室、茶室、図書室
娯楽室、談話室、浴室、多目的ホール（機能回復訓練コーナーを含む）、音響ビデオルーム

有料 大集会室、講座室、和室

開館時間 午前9時～午後5時

（浴室は、火・水・金・土曜日の正午～午後4時）

休館日 毎週日・月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで

利用状況

区分	利用者総数	集会室・和室等(有料室)利用者数	一般利用者数	入浴者数(再掲)	一日平均利用者数
平成24年度	47,502人	14,736人	22,495人	20,833人	192人

② 西福祉センター

所在地 百楽園一丁目9番13号
 開設年月日 平成3年8月8日
 敷地面積 4,011.20㎡
 建築面積 1,453.31㎡
 建物面積 2,041.81㎡
 構造 鉄筋コンクリート造 2階建
 事業費 1,467,973千円
 建設費 1,040,893千円 用地費 427,080千円
 使用料 無料 ロビー、子育てコーナー、ラウンジ、談話室、音響ビデオルーム、浴室、生活相談室、図書室、娯楽室、健康相談室、機能回復訓練室、茶室、ロッカールーム、日本庭園、ゲートボールコート
 有料 大集会室、会議室、和室、講座室
 開館時間 午前9時～午後5時
 (浴室は、火・水・金・土曜日の正午～午後4時)
 休館日 毎週日・月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで
 利用状況

区分	利用者総数	集会室・和室等(有料室)利用者数	一般利用者数	入浴者数(再掲)	一日平均利用者数
平成24年度	67,418人	21,127人	29,546人	29,414人	273人

③ 北福祉センター

所在地 右京一丁目1番地の4 (奈良市北部会館2階)
 開設年月日 平成16年7月20日
 敷地面積 4,000.10㎡
 建築面積 1,936.42㎡
 建物面積 5,960.75㎡ (うち北老春の家1,623.63㎡)
 構造 鉄骨造 4階建 地下1階 (うち2階部分)
 事業費 2,356,757千円
 建設費 1,758,750千円 用地費 598,007千円
 使用料 無料 談話ホール、子育てコーナー、音響ビデオルーム、浴室、娯楽室、和室、休憩スペース
 有料 大集会室、会議室1、会議室2
 開館時間 午前9時～午後5時
 (浴室は、火・水・金・土曜日の正午～午後4時)
 休館日 毎週日・月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで
 利用状況

区分	利用者総数	集会室・会議室等(有料室)利用者数	一般利用者数	入浴者数(再掲)	一日平均利用者数
平成24年度	39,561人	11,597人	22,868人	22,662人	160人

④ 南福祉センター

所在地 南永井町45番地の1
 開設年月日 平成23年4月8日
 敷地面積 4,339.29㎡
 建築面積 1,043.75㎡
 建物面積 1,508.41㎡
 構造 鉄筋コンクリート造 2階建
 事業費 897,899千円
 建設費 489,225千円 用地費 408,674千円
 使用料 無料 談話ホール(図書コーナー含む)、子育てコーナー、娯楽室、健康増進コーナー、浴室、和室
 有料 大集会室、講座室、会議室
 開館時間 午前9時～午後5時
 (浴室は、火・水・金・土曜日の正午～午後4時)
 休館日 毎週日・月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで
 利用状況

区分	利用者総数	集会室・会議室等(有料室)利用者数	一般利用者数	入浴者数(再掲)	一日平均利用者数
平成24年度	26,936人	6,197人	19,556人	16,152人	109人

(8) 老人憩の家

① 設置目的 市内に居住する60歳以上の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーションのための場を提供し、高齢者の心身の健康の増進を図るために設置した。

② 管 理 地区の万年青年クラブを指定管理者に指定

名 称 (開館年月日)	所 在 地	建築面積(m ²) 延床面積(m ²)	構 造	指 定 管 理 者
東里老人憩の家 (昭和47年12月)	須川町776	126.00 110.00	鉄骨造平屋建 (平成9年建替)	東里地区 万年青年クラブ連合会
鳥見老人憩の家 (昭和47年12月)	鳥見町四丁目4	74.88 68.58	鉄筋コンクリート造平屋建	鳥見喜楽会
鶴舞老人憩の家 (昭和52年8月)	鶴舞東町1-79	132.54 103.38	同 上	万年青年クラブ 鶴舞むつみ会
登美ヶ丘老人憩の家 (昭和55年2月)	中登美ヶ丘一丁目 1994-3	195.97 183.13	同 上 軽量鉄骨造 (平成10年増築)	登美ヶ丘地区 万年青年クラブ連合会
横井老人憩の家 (昭和57年6月)	横井一丁目620-1	197.09 197.09	軽量鉄骨造 (平成14年建替)	横井ひまわりクラブ
杏中老人憩の家 (昭和58年5月)	杏町387-12	102.06 100.96	鉄骨造平屋建 (平成3年建替)	杏中町万年青年クラブ
杏南老人憩の家 (昭和58年5月)	杏町424-6	115.29 166.05	鉄骨造2階建	杏南町万年青年クラブ
八条老人憩の家 (昭和59年12月)	八条一丁目823	104.46 100.50	鉄骨造平屋建	九十九会 万年青年クラブ
東之阪老人憩の家 (昭和61年4月)	東之阪町5-60	98.33 180.52	鉄骨造2階建	東之阪第一老友会
田原老人憩の家 (平成3年7月)	横田町191-1	130.96 129.96	鉄骨造平屋建	田原地区 万年青年クラブ連合会
狭川老人憩の家 (平成3年10月)	西狭川町1088-1	108.46 102.21	同 上	上狭川クラブ
古市老人憩の家 (平成4年8月)	古市町1482-2	134.21 228.42	鉄骨造2階建	古市町梅クラブ
大柳生老人憩の家 (平成5年5月)	大柳生町1990	120.95 115.20	鉄骨造平屋建	大柳生地区 万年青年クラブ連合会
柳生老人憩の家 (平成7年2月)	興ヶ原町670-1	152.31 120.98	同 上	柳生地区 万年青年クラブ連合会
梅園老人憩の家 (平成7年4月)	紀寺町568-7	106.10 99.80	同 上	紀寺宝寿会
西之阪老人憩の家 (平成12年7月)	西之阪町5-1 (3階建の1階)	— 119.26	鉄筋コンクリート造3階建のうち1階部分	西寿クラブ
畑中老人憩の家 (平成14年5月)	畑中町4-4 (2階建の1階)	— 117.00	鉄筋コンクリート造2階建のうち1階部分	宝寿会
石打老人憩の家 (平成13年4月)	月ヶ瀬石打1171-1	309.63 309.63	鉄骨造平屋建	石打第二梅寿会
桃香野老人憩の家 (平成13年4月)	月ヶ瀬桃香野1197	273.40 273.40	同 上	桃香野第三梅寿会
尾山老人憩の家 (平成2年9月)	月ヶ瀬尾山348-3	172.80 172.80	同 上	尾山第一梅寿会

(9) 老人軽作業場

市内に居住する60歳以上の老人にその知識、経験及び趣味を生かして物を作ることにより生きがいを持ってもらうために設置した。

① 田原老人軽作業場

所在地	茗荷町1171番地
開設年月日	昭和48年5月
建替	平成6年5月
面積	65.69㎡
構造	軽量鉄骨プレハブ造平屋建
管理	田原地区万年青年クラブ連合会を指定管理者に指定

② 並松老人軽作業場

所在地	藺生町1861番地の7
開設年月日	昭和47年4月
建替	平成3年11月
面積	129.00㎡
構造	木造平屋建
管理	並松老人学級を指定管理者に指定

Ⅲ. 介護保険外のサービス

(1) 訪問理美容サービス

在宅の65歳以上で、心身の障がいや傷病等により理美容所へ出向くことが困難な人の居宅へ理美容師が訪問し、頭髮の刈り込み及び顔そり（理容のみ）を行う。ケアプランまたは介護予防プランにおいて事業の利用が必要であるとされる人が対象。

利用回数：年6回まで（2カ月に1回程度）

利用料：1回2,000円

(2) 日常生活保安用具給付事業

在宅の65歳以上で、認知症等のために防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に、電磁調理器・火災警報器・自動消火器を給付する。生計中心者の所得税額に応じて費用負担がある。

種目	対象者（それぞれ、①・②のいずれにも該当する人。）
電磁調理器	①生計中心者の前年所得税額が80,000円以下の世帯に属すること。 ②単身世帯等で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要であること。
火災警報機 自動消火器	①生計中心者の前年所得税が非課税の世帯に属すること。 ②単身世帯等で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要であること。

税額等による階層区分（電磁調理器）		負担額
A	生活保護法等による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年税額が10,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年税額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年税額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円

(3) 医療機関送迎サービス事業（月ヶ瀬地域のみ）

在宅で65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯等で、老衰、心身の障がいや傷病等のために、一般の公共交通機関の利用が困難な人を対象に、自宅と医療機関との送迎を実施する。

利用日：月曜日から金曜日の医療機関診療日（祝日等除く）

利用料：無料

利用回数：1週間に往復1回まで

IV. 養護老人ホーム

65歳以上で、特に身体的な介護を要する状態ではないが、環境上・経済上の理由により居宅で生活することが困難な人が、行政の措置により入所する施設である。家庭の収入の程度により、費用負担が必要。

入所対象者：次のいずれにも該当する人。

- ①市内に住所を有する、65歳以上
- ②伝染性疾患や入院加療の必要がない
- ③基本的な生活動作に関しては自立できている（介護が必要な状況ではない）
- ④本人および同居者の全員が市民税所得割非課税
- ⑤環境上・経済上の理由により、在宅で1人で生活することが困難であると認められる

（費用について）

入所者本人：前年度の対象収入の額に応じて負担する。

入所者の扶養義務者：前年度の課税状況等に応じて負担する。

養護老人ホーム（奈良市内）

名 称	定員	設 置 主 体	所 在 地	電話番号
和 楽 園	150	(福)奈良市和楽園	古市町1886番地の1	63-5501

V. 軽費老人ホーム事務費補助事業

市内に軽費老人ホームを設置する者に、当該施設の運営に要する経費として、事務費補助金を交付する。なお、市内の軽費老人ホームの概要は以下のとおり。

① A型

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な健康状態にある60歳以上の方のための入所施設である。

費 用 生活費（月額） 52,780円（11月から翌年3月までは54,850円）
サービス提供費（月額） 入居者本人の収入状況により10,000円～111,400円（施設が徴収）
光熱水費 実費

名 称	定員	設 置 主 体	所 在 地	電話番号
大 倭 滝 の 峯 荘	70	(福)大倭滝の峯荘	千代ヶ丘二丁目3-1	44-2701
佐 保 苑	50	(福)佐保会	二名二丁目2443-3	46-7667

② ケアハウス

自炊できない程度の軽度の身体機能の低下が認められるが、入浴等が自力でできる方、または高齢などのため独立して生活するには不安が認められる方で、いずれも共同生活になじむ方が対象である。

費用	生活費（月額）	44,810円（11月から翌年3月までは46,880円）
	サービス提供費（月額）	入居者本人の収入状況により10,000円～90,800円
	管理費	一括払い（20年間分として373万円～600万円）のハウス や併用払いと月払い方式のハウスがある。
	光熱水費	実費

名 称	定員	設 置 主 体	所 在 地	電 話 番 号
ケアハウス万葉	50	(福)万葉福祉会	川上町281	27-8500
八重垣園	30	(福)大倭安宿苑	大倭町5-27	41-8575
あじさい園	30	(福)晃宝会	茗荷町808	81-0878
ニューライフならやま	15	(福)福寿会	山陵町1085-1	41-8088
和楽園	30	(福)奈良市和楽園	古市町1886-1	63-5506
なら清寿苑	30	(福)大和清寿会	田中町602-1	50-3551
学園前西	30	(福)奈良苑	二名三丁目1151-1	45-1243
らくじ苑	32	(福)楽慈会	南京終町13-4	25-3550
都祁すずらん苑	23	(福)大和会	都祁友田町1437	0743-82-2822
特定施設入居者 生活介護 茂毛露園	50	(福)大倭安宿苑	大倭町4-36	40-1165

VI. その他の制度

(1) 所得税法等上の障害者控除対象者認定

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、寝たきりや認知症の状態が一定の基準に該当し、「身体障がい者または知的障がい者に準ずる」と認められるときは、所得税や市民税の障害者控除を受けることができる。（「高齢者の所得税法、地方税法上の障害者控除」）

確定申告などでこの控除の適用を受けようとするときは、市町村長や福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要となる。

【申請に必要な書類】

- ① 申請書
 - ② 医師による「障害者控除対象者認定用意見書」（医療機関規定の文書作成料が必要）
- ※ ただし、介護保険の要介護認定のある人で、直近の介護認定に係る主治医意見書の記載内容をもって申請する場合は、「同意書（介護保険認定資料閲覧に対する同意書）」の添付に代えることができる。

(2) おむつ代の医療費控除

通常、紙おむつ等の費用は医療費控除の対象とならないが、下記のいずれかの証明書を添付することにより、確定申告などの際に医療費として申告することができる。

① 「おむつ使用証明書」

傷病等のためおおむね6カ月以上寝たきりであり、医師の治療のもとにおむつを使う必要があると認められるとき、医師が発行する証明書である。（医療機関規定の文書作成料が必要）

② 「おむつ代の医療費控除にかかる確認証明書」

おむつ代についての医療費控除を受けるのが2年目以降の人で、次のいずれにも該当する人に対し、市町村長が交付する証明書である。（300円が必要）

(1) 要介護認定を受けていること。

(2) 奈良市で保有する介護認定資料（主治医意見書）において、以下の事項が確認できること。

- ・ 意見書の作成日が、おむつを使用した当該年（※認定期間が13カ月以上の方は、その前年）であること。
- ・ 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「B1～C2」であること。
- ・ 尿失禁の発生可能性が「あり」であること。

(3) 成年後見制度（※制度の具体的な利用等については家庭裁判所が所管）

認知症の方など判断能力の不十分な方は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがある。このような判断能力の不十分な方を保護し支援するため、以下の制度がある。

① 任意後見制度

自己決定と本人の保護を重視した制度。

本人が、自己の判断能力が不十分になった場合に備えて、前もって代理人（任意後見人）を選定し、財産管理、身上監護の事務について代理権を与える「任意後見契約」を公証人の作成する公正証書で結んでおくことができる。

そして、将来判断能力が不十分になったときには、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督の下で任意後見人による保護を受けることを可能にする。

② 法定後見制度

軽度の精神上的障がいのある方にも対応し、適切な保護者の選任が可能な制度。

本人の保護体制を充実するために、家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人・保佐人・補助人）を選べるようにしている。

成年後見人などは配偶者に限らず、司法書士、弁護士、社会福祉士など家庭裁判所が事情を考慮した上でふさわしい人を選任する。そして、保護者を複数選んだり、法人を選ぶことも可能である。また、保護者を監督する成年後見監督人などが選任されることもある。

8. 奈良市社会福祉協議会

昭和42年3月24日、社会福祉事業法（現社会福祉法）に基づく社会福祉法人として認可され、広く福祉関係諸機関・団体が参加して、地域福祉活動を民間レベルで推進している。

(1) 地域福祉活動の推進

各地区における住民福祉活動の中核的役割を担う地区社会福祉協議会の一層の強化を図るため、地区社協活動の指針となる「地区別地域福祉活動計画」の策定を積極的に進めるとともに、ふれあいサロン活動や小地域ネットワーク活動をはじめとしたさまざまな地域福祉活動の推進を通じて、住民主体による福祉のまちづくりを進めている。

(2) 生活福祉資金

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活の安定を図ることを目的とする。また、生計中心者の失業によって生活の維持が困難となった世帯に対し生活資金等の貸付を行っている。

(3) 福祉つなぎ資金

市内居住3ヶ月以上の奈良市民であって低所得のため不時の出費に困窮する世帯に対し、その自立更生を図り安定した市民生活を維持するため、必要な資金の貸付を行っている。

(4) 善意銀行

市民の方々から金銭・物品の預託を受け、本市の社会福祉の推進を目的として効果的に活用している。

(5) 福祉団体への支援

福祉団体への助成等を通じて基盤強化を図り、支援に努めている。

(6) 共同募金運動及び歳末たすけあい運動への協力

民間社会福祉事業の発展に大きな役割を担っている本運動は、市民の善意によるたすけあい精神を基調とするものであり、寄せられた募金は、福祉施設・団体への支援やさまざまな地域福祉活動推進のために活用されている。

(7) 地域福祉権利擁護事業

住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的に物忘れのある高齢者・知的障がい者・精神障がい者などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行い、自立生活の支援を行っている。

(8) 在宅福祉サービス事業

高齢者や障がい者が在宅生活を営むために必要な支援等を行うため、介護保険制度に基づく、訪問介護事業、居宅介護支援事業、通所介護事業、訪問入浴介護事業及び障害者総合支援法に基づく居宅介護事業、移動支援事業及び相談支援事業を実施している。また、車椅子が必要な方に対し、1カ月を限度に無料で貸し出しを行っている。

(9) 生活介護みどりの家・生活介護やすらぎ広場

18歳以上の知的障がい者を対象に、社会参加を目的として日常生活訓練及び就労支援を行っている。また、やすらぎ広場においては、18歳以上の身体障がい者を対象に、身体能力と日常生活能力の向上及び生活の質の向上を目的として、必要な訓練や生産活動・創作的活動の機会を提供している。

(10) 鳥見デイサービスセンターの運営

主に西部地域における福祉活動の拠点として、また、地域住民の身近な相談窓口としての機能に加え、音楽療法の発信および通所介護・居宅介護支援事業所も兼ね備えた多機能施設として事業を行っている。

(11) 音楽療法事業

奈良市音楽療法士が医療・福祉・教育関係者と連携を図りながら音楽療法の実践を進め、療法的及び福祉的見地から成果の検証を行い、実践研究とその情報発信を行っている。

また、音楽療法実践者をコーディネートし、民間施設や団体への音楽療法の普及をめざしている。

(12) 元気のびのび事業

音楽ボランティア（奈良市ミュージックメイト）とともに、音楽を活用した健康増進や生きがいづくり及び地域交流活動などの事業を推進している。

(13) 福祉車両運行事業

公共交通機関等の利用が困難な障がい者や要介護等の高齢者等に対し、医療機関への送迎や、社会参加を支援するため、運行ボランティアと協働して、道路運送法に基づく「福祉有償運送事業」の移動・移送サービスを都祁地域で行っている。

(14) 受託事業

① 障害程度区分等認定調査事業

障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用を希望する者に対し、個々の状況に応じたサービスが客観的かつ公平に行われるよう、市の委託をうけサービス給付認定に必要な情報を提供するための調査を行う。

② 難病患者等ホームヘルパー派遣事業

介護保険制度・障害者総合支援法に基づく福祉サービスの適用を受けることができない在宅生活を営む難病患者に対し、在宅生活の支援を目的としたホームヘルプサービスを提供する。

③ 要介護認定調査事業

居宅または施設等に訪問し、要介護・要支援認定の新規申請・更新申請・区分変更申請時において、74項目の基本調査を行っている。

④ 介護予防教室送迎サービス事業

月ヶ瀬・都祁地域における公共交通機関の利用が困難な高齢者に対して、奈良市が開催する介護予防教室への送迎を行っている。

⑤ 高齢者医療機関送迎サービス事業

月ヶ瀬地域における公共交通機関の利用が困難な高齢者に対して、医療機関等への送迎を行っている。

⑥ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の生きがいと健康づくりの推進、社会参加の促進や介護予防を目的として各種講座・教室等を行っている。

⑦ 介護相談員派遣事業

老人福祉施設などへ介護相談員を派遣し、施設内のサービス利用に関する相談に応じることで、より介護サービスの質の向上とサービス利用者の保護と不安解消に努めている。

⑧ 相談支援事業

地域における障がい者福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい者福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行っている。

⑨ 奈良市地域自立支援協議会運営事業

地域における関係機関とのネットワークの構築を図り、相談支援事業を中心に障がい者支援体制の充実と地域の実態把握や分析をすることで、課題解決に向けた協議・検討を行っている。

⑩ 機能回復訓練教室

身体に障がいのある方に対して日常生活動作や生活の質の維持・向上を図るために行っている。

⑪ 市民後見推進事業

市民の力を活用する市民後見人の養成など奈良市における権利擁護システムの検討を行う。

(15) 指定管理施設の経営

東福祉センター・西福祉センター・北福祉センター・南福祉センター・総合福祉センター・ならやま屋内温水プール・ボランティアセンター・月ヶ瀬福祉センター・都祁福祉センターの指定管理者の指定を市から受け、9施設それぞれの特色を生かし、施設の有する機能を十分活用すべく各種事業を行っている。

(16) 子育てスポットすくすく広場事業（東・西・北・南福祉センターの一室にて実施）

主として乳幼児（おおむね0歳から3歳まで）とその親が集まり、ともに語り合い、子育て情報の交換を行う場、育児相談に応じる場及び子育て親子に遊びを伝える場を提供する。また、高齢者との異世代間交流が行える場でもある。

(17) その他の事業

① 収益事業

・ 広告事業

広報紙「ならし社協だより」等に掲載する広告を募集

・ 書籍販売事業

音楽療法実践研究報告書及び歌集の販売

9. 市内社会福祉施設一覽

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（平成25年6月1日現在）

施設名称	所在地	電話番号	定員
長曾根寮	大倭町4-1	44-9346	84
平城園	秋篠町1567	45-9588	110
万葉苑	川上町875-1	27-1887	73
サンタ・マリア	朱雀四丁目3-10	71-7733	80
あじさい園	茗荷町808-1	81-0878	54
ならやま園	山陵町1085	41-8088	84
和楽園	古市町1886-1	63-5502	84
西ノ京苑	六条西五丁目17-43	52-0888	84
こがねの里	西大寺赤田町一丁目7-1-2	52-4315	54
なら清寿苑	田中町602-1	50-3551	50
学園前西	二名三丁目1151-1	45-1243	80
香梅苑	月ヶ瀬尾山817-5	0743-92-2222	50
都祁すずらん苑	都祁友田町1437	0734-82-2822	84
サンライフ明日香	紀寺町556-1	20-1177	50
かがやきの苑	奈良阪町2789-1	25-2020	50
らくじ苑	八条五丁目-437-11	30-1800	85
リノ	窪之庄町116-1	64-3500	85
梅花苑	大和田町2226	52-0221	60
トマトホーム	横井町906-12	62-8880	40
ル・エンゲージ なかがわ3番館	奈良阪町167	24-3311	50
計			1,391

(2) 介護老人保健施設

（平成25年6月1日現在）

施設名称	所在地	電話番号	定員
やくしの里	高畑町210	24-1313	90
サンライフ奈良	南肘塚町205-1	22-1177	66
ロイヤルフェニックス	六条町99-2	35-1313	100
アップル学園前	中登美ヶ丘四丁目3	51-2200	100
ももたろう	都祁友田町515-1	0743-82-1813	80
大和田の里	丸山二丁目1220-163	51-6003	82
佐保の里	八条五丁目437-8	30-6662	80
アンジェロ	帝塚山2-21-21	44-3300	100
秋篠	秋篠町1432-1	53-3001	150
計			848

(3) 介護療養型医療施設

(平成25年6月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号	定員
奈良春日病院	鹿野園町1212-1	24-4771	172
西の京病院	六条町102-1	35-1121	50
計			222

(4) その他福祉施設

(平成25年4月1日現在)

社会福祉事業施設	施設名称	所在地	設置認可年月日	定数
身体障害者福祉施設	みどりの家	左京五丁目3-1	昭59. 9. 1	—
福祉ホーム	コットンハウス	六条西三丁目25-4	平10. 4. 1	15
養護老人ホーム	和楽園	古市町1886-1	平10. 4. 1	150
軽費老人ホーム	大倭滝の峯荘	千代ヶ丘二丁目3-1	昭45. 12. 26	70
	佐保苑	二名二丁目2443-3	昭53. 4. 1	50
	ケアハウス万葉	川上町281	平 7. 1. 17	50
	ケアハウス八重垣園	大倭町5-27	平 7. 12. 1	30
	ケアハウスあじさい園	茗荷町808	平 8. 4. 6	30
	ケアハウスニューライフならやま	山陵町1085	平 9. 4. 1	15
	ケアハウス和楽園	古市町1886-1	平10. 4. 1	30
	ケアハウスなら清寿苑	田中町602-1	平14. 1. 10	30
	学園前西ケアハウス	二名三丁目1151-1	平14. 3. 1	30
	ケアハウスらくじ苑	南京終町13-4	平14. 10. 1	32
	ケアハウス都祁すずらん苑	都祁友田町1437	平 8. 12. 25	23
	特定施設入居者生活介護 ケアハウス茂毛薊園	大倭町4-36	平20. 4. 1	50
母子生活支援施設	佐保山荘	法蓮町393	昭28. 3. 1	30
助産施設	県立奈良病院	平松一丁目30-1	昭53. 1. 1	2
	市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	平17. 7. 1	2
指定医療機関	独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター	七条二丁目789	昭43. 4. 1	80
医療型障害児入所施設	バルツァ・ゴードル	鹿野園町1000-1	平13. 10. 1	80
	東大寺光明園	雑司町406-1	昭30. 6. 1	50
	東大寺整肢園	雑司町406-1	昭30. 6. 1	73
福祉型障害児入所施設	登美学園	菅野台2-43	昭38. 4. 1	65
福祉型児童発達支援センター	仔鹿園	古市町1-2	昭52. 4. 1	57
	東大寺福祉療育病院 華の明	雑司町406-1	昭30. 6. 1	15
救護施設	須加宮寮	大倭町4-35	昭31. 6. 1	100
授産施設	働く広場・佐保	古市町1886-26	昭22. 12. 25	30

